

条 例 見 直 し 調 査

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県立清川青少年の家条例		
条 例 番 号	昭和 47 年神奈川県条例第 49 号	法 規 集	第 4 編第 2 章第 2 節
所 管 部 局 室 課	県民部青少年課		
条 例 の 概 要	神奈川県立清川青少年の家（以下「清川青少年の家」という。）の設置、管理等に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも必 要な条例 か。 ）	清川青少年の家は、青少年に自主活動を主とする団体生活と余暇善用のための諸活動の場を与えるための施設であり、現在でも設置する必要がある。 地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、清川青少年の家の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 （ 現行の内容 で課題が解 決できる か。 ）	清川青少年の家は、青少年指導者育成の宿泊型研修の場として運営するほか、青少年の自主活動を主とする団体生活などの様々な体験活動を行う場として活用されている。	利用者数 平成 20 年度 7,585 人 平成 19 年度 6,305 人
	効率性 （ 現行の内容 で効率的と いえるか。 ）	「県立青少年施設のあり方検討会」の報告を踏まえ、青少年指導者の育成については、青少年センターへ一元化するなど、効率的な施策の実施を検討する。	
	基本方針適合性 （ 県政の基本 的な方針に 適合してい るか。 ）	青少年の健全な育成を図るための当施設は、「青少年が心豊かに育ち、自立できる社会づくり」を掲げる「神奈川県力構想・実施計画」に適合している。	
	適法性 （ 憲法、法令 に抵触しな いか。 ）	地方自治法上の公の施設として必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理 由	特 記 事 項
		現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	「県立青少年施設のあり方検討会」の検討結果や関係市町村・団体等の意向を踏まえて、平成 22 年度中に施設の今後の方針を決定する予定であり、その時点で必要に応じて改正・廃止を行う。
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 無